

世田谷区の子どもの貧困対策の方向性について

(付議の要旨)

昨年施行された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」、「子供の貧困対策に関する大綱」及び本年4月からの「子ども計画(第2期)」等を踏まえ、世田谷区の子どもの貧困対策について大枠の方向性を定め取り組むこととする。

1. 主旨

「子どもの貧困対策の推進に関する法律(平成26年1月17日施行)」では子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な成育環境を整備するとともに、教育の機会均等を図り、生活の支援、就労の支援及び経済的支援などの、子どもの貧困対策を総合的に推進することが重要とされている。

区では、本年4月からの「子ども計画(第2期)」をも踏まえ、区の子どもの状況に則した子どもの貧困対策の展開を図るため、大枠の方向性を定め取り組むこととする。

2. 区における子どもの貧困対策の位置づけ

子どもの貧困率は過去最悪の16.3%で年々悪化状況にあり、約6人に1人の子どもが貧困の状況にあるとされている。また、子どものいる現役世代でひとり親を含む大人が1人の世帯に限ると54.6%となり、約2人に1人の子どもが貧困の状況にあるとされている。貧困線(等価可処分所得の中央値の半分)も、平成21年度は125万円、24年度は122万円と下降方向にあり、所得格差が拡大していることが伺える。

国は昨年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を施行し、8月には「子供の貧困対策に関する大綱」を制定し、子どもの貧困対策に取り組んでいく姿勢を示した。加えて本年8月の子どもの貧困対策会議において「ひとり親家庭・多子世帯等の自立支援応援プロジェクト(施策の方向性)」を示した。区も「子ども計画(第2期)」に、子どもの成長を地域で支えあい地域社会全体で支援する仕組みの充実を盛り込み位置づけている。

区の状況は、全国的に少子化の流れがある中、子どもの数が増加してきており、ここ数年は0歳から5歳の子どもが毎年1,000人近く増加している。

こうした状況は、貧困層の子どもの増加につながる可能性もあり、また、児童扶養手当等の受給者は、年々増加傾向にあるため、貧困の未然防止、連鎖の防止の観点から、区として貧困対策に取り組むこととする。

3. 貧困対策の大枠の方向性

子どもの貧困対策は、対象となる子どもへの支援と親への支援と両方を視野に入れ、5つの柱を立て(支援につながる、学びや居場所の支援、生活の支援、仕事の支援、住まいの支援)総合的に推進する。

区はこれまで、ひとり親家庭への様々な支援策を講じてきているが、「子ども計画(第2期)」策定時のアンケート調査では、主な支援策の認知度の平均は50%以下となっており、支援策の情報が必要な家庭に十分に届いていないなどの課題がある。

このようなことから、特に「支援につながる」では、支援を必要とする家庭に対する、各種支援サービスや適切な相談窓口等を認知していただくための情報提供の強化を図るとともに、各種の相談機関や利用者支援事業等の相談機能との連携強化を図るなどの支援につながる仕組みの基盤整備を行う。

さらに、親への支援策はあるが、子どもへの直接的な支援策が少ないことから、貧困に陥ることの責任もない未来の「希望」である子どもが、貧困を背景に等しく学習を受けることが出来ていない状態を早急に打開するためにも、こうした家庭の子ども等(ひとり親、生活保護、生活困窮及び一般の家庭で育った子ども達と同じスタートラインに立つのは容易でない児童養護施設等の退所者)に対する「学びや居場所の支援」を、平成28年度の重点施策に位置づけ、取り組むこととする。

4. 子どもの貧困対策の支援概要

(1) 支援につながる(基盤整備)

子どもの貧困対策について切れ目なく支援するため、ひとり親家庭等、支援が必要な世帯に各種の支援サービスや適切な相談窓口等の情報提供を行い、区の相談窓口や利用者支援事業等から行政の支援につなげる仕組みを整えるとともに、各種の相談機関、相談機能の支援の水準向上を図る

相談窓口や相談内容の周知の強化

各種の相談機関、相談機能の連携強化

- ・子ども家庭支援センター、ぷらっとホーム世田谷、スクールソーシャルワーカー、利用者支援事業、地域包括ケア等の連携強化

(2) 学びや居場所の支援(28年度重点施策)

世帯の所得や家庭環境にかかわらず、将来を切り拓くための生き抜く力を身につけるため、学ぶ意欲と能力のある全ての子ども等に対し、学びの環境整備や居場所の確保を実施する。

学習支援の充実

食事の提供などを行う居場所づくり

児童養護施設退所者等に対する給付型奨学金 など

(3) 生活の支援

貧困の状況が社会的孤立を深刻化させることのないよう、対人関係の持ち方や社会参加の機会等に向けた生活の支援を実施する。

(4) 仕事の支援

労働によって、一定の収入を得て、生活の安定を図るとともに、働く姿を子どもに示すことによって、子どもが労働の価値や意味を学ぶ意義につなげるため、仕事の支援を実施する。

(5) 住まいの支援

児童養護施設退所者等への住宅支援等、住まいの支援を実施する。

(6) その他

今後、支援策の具体化を進めるとともに、国の来年度予算等を踏まえ、必要な対応を図

る。

5 . 今後のスケジュール（予定）

平成28年2月 福祉保健常任委員会報告（具体的支援策の報告）